

「2025年日本国際博覧会 ICT 基本計画策定業務」 に係る企画提案公募要領

1. 業務の趣旨・目的

2025年日本国際博覧会（以下、万博という。）の開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、万博の開催に向けて、会場基本計画策定調査並びに全体計画を取りまとめる基本計画策定調査業務等を進めている。また、基本計画の参考にするものとして、2019年秋より「People's Living Lab 促進会議」を開催し、企業等からのアイデアを広く募っている。

本業務は、上記業務等とも連携しつつ、万博における先端ICTを駆使した「Society5.0 実現型会場（仮称）」※の実装を目指すため、会場の情報基盤やEXPO提供サービス等それらのプラットフォームとなる共通基盤の検討、BIMガイドラインに関する検討を行うとともに、それらを活用した先端実証や取組支援を通じて、ICT全般の基本計画を策定することを目的とする。

なお、業務実施にあたっては、登録申請書の内容を踏まえるとともに、国際博覧会事務局（以下、「BIE」という。）の規定等の要件を満たすものとする。

また、国等のスマートシティ等に係る先進取組やスーパーシティ構想（以下、「スーパーシティ等」という。）などの最新の関連動向も踏まえつつ、国、大阪府、大阪市及び地元経済界、協会が定める有識者の意見や状況を勘案し、各専門分野の知見を十分に反映しながら進めるものとする。

※「Society5.0実現型会場（仮称）」：登録申請書（日本語仮訳版）P79

会場全体をSociety5.0を体現した超スマート会場とするともに、未来社会の実験場と位置づけ、新たな技術、サービス、システムの実証、社会実装に向けてチャレンジを行っていく概念。

<https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/osaka2025.html>

2. 業務事項

（1）事業名称

2025年日本国際博覧会 ICT 基本計画策定業務

（2）履行期間

契約締結の日から1年間

（3）業務内容

別紙「仕様書」及び企画提案書をもとに受託者と協会において協議の上、決定する。

3. 委託上限額

175,000 千円（税込）

「契約上限額」は消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）を 10%とする。

4. プロポーザル実施スケジュール

2020 年 5 月 7 日（木） 公募開始・質問受付開始

2020 年 5 月 21 日（木） 質問締切り

2020 年 5 月 26 日（火） 質問回答

2020 年 6 月 1 日（月） 提案書類提出締切り

2020 年 6 月 上旬 評価委員会・プレゼンテーション（※予定）

2020 年 6 月 中旬 契約締結

※プレゼンテーションについては新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて実施を判断する。

5. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（５）は共同企業体として有していればよい。）なお、各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

（１） 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。

（一）当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

（二）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（２） 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（３） 消費税及び地方消費税を完納していること。

（４） 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

（５） 次に掲げる①、②いずれかの業務実績条件を満たすこと。

① 2 以上の国（日本国を除く）又は海外の都市が公式参加する事業（万博、オリンピック、国際会議等）に係る ICT 計画策定業務もしくは類似業務実績があること。

② 国内外の国・自治体等でのスマートシティにおける ICT 基本計画策定業務、もしくは類似業務の受注実績が、過去 5 年間に於いて 2 回以上あること。

(6) 共同企業体に係る事項

- ① 業務形態 構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。
- ② 代表者要件 代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

6. 応募にかかる事項

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。「5 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

① 配布期間

2020 年 5 月 7 日（木）から 2020 年 6 月 1 日（月）まで

② 配布場所、配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

③ 提出方法

応募書類（紙、電子媒体に収納した PDF ファイル）の郵送による提出のみ。

※持参による提出は認めない。

送付先

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 企画局企画部調整課（担当：志水、井上）

住 所：大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階

電話番号：06-6625-8685

※2020 年 6 月 1 日（月）までの消印があるものを有効とする。

併せて必ず、受付期間中に電子メールで応募書類のデータを当該企画提案公募担当（志水・井上）まで送信すること。

送付先メールアドレス：kikaku-proposal@expo2025.or.jp

（折り返し担当者から応募書類受領完了のメールを送信します。担当者からの連絡がない場合はお手数ですが、送付先アドレスまでご連絡をお願いします。）

④ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募にあたっては、下記【提出書類一覧】ア～キの書類を提出すること。

なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

(特に、企画提案に係る書類は、仕様書 5「企画提案書の作成について」の規定に留意して作成すること。)

【提出書類一覧】

	書類名	単独企業	共同企業体	提出部数
ア	応募申込書	様式 1	様式 1 ★	原本 1 部
イ	企画提案書等	様式なし (仕様書 5 : (1)～(3) の書類)		原本 1 部、副本 10 部
ウ	応募金額提案書	様式 2	様式 2 ★	
エ	事業実績申告書	様式 3	様式 3 ★	
オ	共同企業体届出書	—	様式 4 ★	原本 1 部
カ	共同企業体協定書 (写し)	—	様式 5 ★	
キ	誓約書	様式 6	様式 6 ★	

(注) ★印：共同企業体の場合は代表構成員のみ提出

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

- 応募は 1 者 1 提案とする (共同企業体構成員として参加する場合を含む)。
- 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体 (CD-R 等) での提出も行うこと。
- 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
＜記入例＞「2025 年日本国際博覧会 ICT 基本計画策定業務」提案書
株式会社〇〇 (法人名)」
- 書類提出後の差し替えは認めない。(協会が補正等を求める場合を除く。)
- 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

7. 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から 2020 年 5 月 21 日（木）17：00 まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kikaku-proposal@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに

「【質問】2025 年日本国際博覧会 ICT 基本計画策定業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 7）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAX による質問は受け付けない。

- 折り返し担当者から質問票受領完了のメールをお送りします。（担当者からの連絡がない場合はお手数ですが、送付先アドレスまでご連絡をお願いします。）
- 質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会 ICT 基本計画策定業務の企画提案公募について】に掲載する。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

8. 審査の方法

(1) 審査方法

- ① (2)の審査基準に基づき、評価委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。
- ② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の詳細については、協会と応募者で調整し決定する。
- ③ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ④ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容（評価のポイント）	配点
提案企画書	ICT 共通基盤検討	○「Society5.0 実現型会場（仮称）」を理解し、必要な ICT 共通基盤について具体的な検討方針が示されているか。 ○情報活用を見据えた技術的課題整理・実現可能性の検討方法が提案されているか。	25
	ICT を活用した先端実証	○最新の技術動向を踏まえた実証実験へむけて、実現可能な検討方針、スケジュールとなっているか。 ○その過程で未来技術についても調査し万博会場で提供するサービスに利用できる技術・ノウハウ等を取り入れる内容であるか。	20
	EXPO サービス提供	○事業における技術的課題整理・実現可能性の検討方法が提案されているか。 ○万博会場において提供される ICT を活用したサービスについて具体的な検討方針が示されているか。	15
	BIM ガイドライン	○万博にふさわしい BIM ガイドラインの作成に向けた具体的な調査・検討方針が示されているか。 ○建築領域だけでなく、事前のプロモーション、会期中の「Society5.0 実現型会場（仮称）」、事後のデジタルアーカイブの活用可能性まで考慮した、実現性のある検討方針、スケジュールとなっているか。	10
	ICT 共通基盤ガバナンス規程類作成	○個人情報等、情報セキュリティや ICT 共通基盤検討におけるリスクの考え方について具体的に示されているか。 ○それらリスクに対する対策の考え方が示されているか。	10
提案者実績		○同種業務の実績があるか。 ○類似業務の実績があるか。	10
価格点		○価格点の算定式 満点（10 点）× 提案価格のうち 最低価格/自社の提案価格	10
合計			100

(3) 審査結果

- ① 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。
- ② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 ICT 基本計画策定業務の企画提案公募について】において公表する。応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。
(<https://www.expo2025.or.jp/>)

(ア) 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点

(イ) 全提案者の名称

(ウ) 全提案者の評価点

(エ) 最優秀提案者の選定理由

(オ) 評価委員会委員の氏名及び選任理由

(カ) その他

最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- (ア) 評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (イ) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (ウ) 提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (エ) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9. 契約手続きについて

- (1) 契約候補者は、契約締結までに下記ク～シの書類を提出すること。

【評価委員会による審査後、資格審査に必要な書類】

ク 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

ケ ①法人登記簿謄本（1部）

- ・法人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの。

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの。
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から 3 カ月以内のもの。
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明。

コ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

シ 使用印鑑届（様式 8：原本 1 部）

- (2) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。
- (3) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (4) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (5) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第十一条第二項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）

- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (一) 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (二) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (三) 契約の相手方が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (四) 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (五) 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

10. その他 応募提案にあたっては、公募要領、仕様書を熟読し遵守すること。